

平成19年度

食の安全・安心・信頼性の確保
に向けた施策に関する報告書

栃木県

食の安全・安心・信頼性の確保 に向けた施策に関する報告について

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成
18年栃木県条例第39号）第18条の規定により、食の安
全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書を提出
します。

平成20年9月18日

栃木県知事

目 次

1 「とちぎ食の安全・安心行動計画」	1
(1) 総合評価	1
(2) 個別事業の評価	2
(3) 行動計画体系図	7
(4) 事業の実績	
アクション1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発	8
アクション2 HACCP方式の導入促進	13
アクション3 トレーサビリティシステムの導入促進	15
アクション4 生産者に対する監視指導の強化	16
アクション5 食品営業者等に対する監視指導の強化	17
アクション6 食品表示の適正化の推進	20
アクション7 食品の安全性に関する調査・研究の推進	21
アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発	25
アクション9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進	28
アクション10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進	30
アクション11 消費者と行政が一体となった取組の推進	32
2 危害情報の申出	34
3 施策の提案	34
4 とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	34
用語解説	36

はじめに

本県では、平成16年3月に、食品の安全性を確保し、消費者の視点に立ち、生産から消費に至る一貫した食品安全行政を総合的に推進するため「とちぎ食品安全確保指針」を策定し、この指針に基づき実施する具体的な取組と推進目標を定めた「とちぎ食の安全・安心行動計画」を平成17年3月に策定しました。

また、平成18年10月には、食に関する県の施策を総合的に推進するための「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」が施行され、県が実施した施策を県議会に報告し、県民に公表することとなりました。

1 「とちぎ食の安全・安心行動計画」

この計画は、指針に掲げる3つの重点目標^{*1)}のもとに11のアクション、25の個別事業を掲げ、平成17年度から平成19年度までの3年間に実施する事業・取組の内容とその進行管理を行うための推進目標を記載しています。

- *1)
- 重点目標1 安全・安心な食品供給体制の確立
 - 重点目標2 生産から消費に至る監視指導・試験検査体制の強化
 - 重点目標3 食品の安全確保のための協働システムの構築

(1) 総合評価

推進目標を設定した18の個別事業のうち13事業(72%)について、年度目標を「達成」又は「概ね達成」^{*2)}していると評価しました。残りの5事業については、達成に至らなかったと評価しました。

平成20年度からは、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき新たに策定した「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」(計画期間:平成20年~22年)に従い施策を展開するとともに具体的な数値目標である「指標」を達成するよう努めます。

アクション	個別事業	目標設定事業	達成	概ね達成	未達成	
					50%以上	50%未満
1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発	4	3	2	1		
2 HACCP方式の導入促進	2	2		1		1
3 トレーサビリティシステムの導入促進	1	1		1		
4 生産者に対する監視指導の強化	1	1	1			
5 食品営業者等に対する監視指導の強化	2	2	1	1		
6 食品表示の適正化の推進	1	1	1			
7 食品の安全性に関する調査・研究の推進	5	2			2	
8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発	3	2	1		1	
9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進	2	1			1	
10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進	2	1	1			
11 消費者と行政が一体となった取組の推進	2	2		2		
全 体	25	18	7	6	4	1

- *2)
- 目標の100%を達成したものを「達成」、80%を達成したものを「概ね達成」、80%を達成できなかったものを「未達成」と評価しました
 - 2つの推進目標がある事業は次のように分類しました
 - ・「達成」+「概ね達成」=「概ね達成」
 - ・「概ね達成」+「未達成」=「未達成」

(2) 個別事業の評価

アクション1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

1-1 農薬・動物用医薬品等の適正使用の推進

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
農薬管理指導士、ゴルフ場農薬適正 使用士の認定数 (人)		1,858 1,981	1,927 2,050	1,977 2,100	2,027 2,150
			2,027 2,144 (達成)	2,095 2,212 (達成)	2,179 (達成)

数値の訂正について…基準年度の値と平成17、18年度の実績値に誤りがあったため、数値を訂正した。併せて、平成17～19年度の目標値について、基準年度の誤った値(1,981)と正しい値(1,858)の差123を、それぞれの年度の目標値から差し引いた値に訂正した。

1-2 環境保全型農業の推進及び特別栽培農産物の生産拡大

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
エコファーマー認定数 (人)		4,928	5,500	6,000	6,500
			5,895 (達成)	6,570 (達成)	7,683 (達成)

1-3 食品営業施設における自主衛生管理の推進

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品衛生責任者再教育講習会 受講者数 (人)		5,064	5,300	5,400	5,500
			4,884 (概ね達成)	4,694 (概ね達成)	5,216 (概ね達成)

アクション2 HACCP方式の導入促進

2-1 農畜産物の衛生管理の充実

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
GAP導入産地数 (累計)		—	2	4	5
			2 (達成)	4 (達成)	47 (達成)
HACCP方式の導入に取り組む 畜産農家数 (戸)		34	43	52	61
			43 (達成)	50 (概ね達成)	59 (概ね達成)

2-2 食品自主衛生管理認証制度(とちぎハサップ)の導入の推進

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品自主衛生管理認証事業者数 (施設)		—	20	40	60
			0 (未達成)	9 (未達成)	23 (未達成)

アクション3 トレーサビリティシステムの導入促進

3 農畜産物の生産履歴の記帳及び情報公開の推進

指 標 名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
生産情報公開農業団体数 (累計)		0	6	8	11
			5 (概ね達成)	10 (達成)	11 (達成)
飼養管理情報を公表する肥育牛 飼養農家の割合 (%)		1	32	40	50
			1 (未達成)	37 (概ね達成)	41 (概ね達成)

アクション4 生産者に対する監視指導の強化

4 農薬・飼料・動物用医薬品の適正使用の監視強化

指 標 名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
農薬販売者、農薬使用者に対する 立入検査数 (件)		223	240	270	300
			313 (達成)	317 (達成)	339 (達成)
動物用医薬品、飼料に関する指導・ 検査数 (件)		220	235	235	235
			242 (達成)	317 (達成)	446 (達成)

アクション5 食品営業者等に対する監視指導の強化

5-1 食品営業施設等に対する監視指導の強化

指 標 名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
施設監視達成率 (%)		-	100	100	100
			92 (概ね達成)	99 (概ね達成)	102 (達成)

5-2 食品等の検査及び検査体制の充実

指 標 名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品残留農薬検査数 (件)		50	60	70	70
			69 (達成)	72 (達成)	65 (概ね達成)
アレルギー食品検査数 (件)		0	10	20	20
			10 (達成)	18 (概ね達成)	22 (達成)

アクション6 食品表示の適正化の推進

6 食品表示の監視指導の強化

年度 指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品表示合同監視実施数 (回)	—	6	12	18
		8 (達成)	15 (達成)	29 (達成)

アクション7 食品の安全性に関する調査・研究の推進

7-1 地域特産作物に係る農薬の効果及び残留性の研究

年度 指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
県が試験を実施する地域特産作物に係る農薬数 (累計)	2	4	6	8
		4 (達成)	6 (達成)	6 (未達成)

7-4 残留農薬の一斉分析法の研究

年度 指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
残留農薬一斉分析項目数	60	60	60	100
		60 (達成)	60 (達成)	60 (未達成)

アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発

8-1 食品の安全性に関する知識の普及・啓発

年度 指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品安全講習会等実施数 (回)	25	30	35	40
		54 (達成)	64 (達成)	69 (達成)

8-3 食育の推進

年度 指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食育推進ボランティア数(人・団体) 〔とちぎ食育応援団員数〕*1	—	200	250[400] *1	300 [500] *1
		175 (概ね達成)	[332] *1 (概ね達成)	[395] *1 (未達成)
おやこの食育教室開催市町村数	—	20	30[29] *2	全市町村
		27 (達成)	[29] *2 (達成)	29 (概ね達成)

*1 平成18年度から指標をとちぎ食育応援団員数とし推進目標値〔 〕内に記載)を変更した。

*2 合併により、組織のある市町村数が29となり、そのすべてで実施した。

アクション9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進

9-1 生産者と消費者の相互理解の推進

年度 指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食と農のサポーターの登録者数(人) 〔とちぎ食育応援団員数〕(再掲)*3	902	1,000	1,000[400] *3	1,000[500] *3
		1,025 (達成)	[332] *3 (概ね達成)	[395] *3 (未達成)

*3 平成18年度から指標をとちぎ食育応援団員数とし推進目標値〔 〕内に記載)を変更した

アクション10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進

10-1 タウンミーティング等の開催の推進

年度 指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
タウンミーティングの開催数(回)	-	4	4	5
		4 (達成)	4 (達成)	10 (達成)

アクション11 消費者と行政が一体となった取組の推進

11-1 食品表示ウォッチャーによるモニタリング活動の推進

年度 指標名	基準年度 (平成16年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品表示ウォッチャー委嘱者数 (人)	110	110	110	110
		109 (概ね達成)	110 (達成)	109 (概ね達成)

11-2 健康づくりの推進

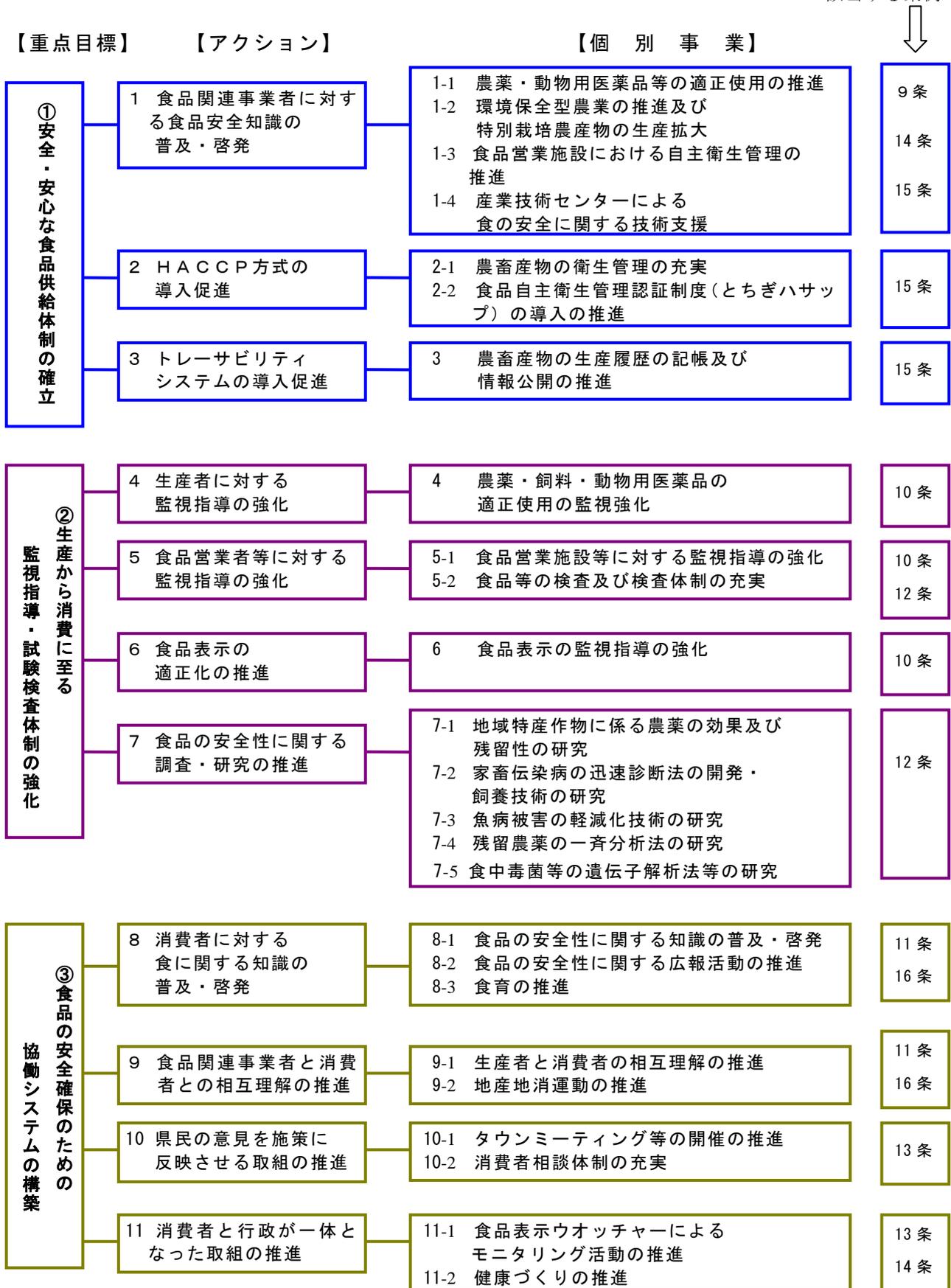
年度 指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
健康づくり交流会開催数(回)	-	5	10	15
		5 (達成)	10 (達成)	12 (概ね達成)
とちぎ健康21協力店舗数	102	160	200	240
		161 (達成)	665 (達成)	962 (達成)

＊推進目標を設定していない個別事業

アクション名	個別事業名
1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発	1-4 産業技術センターによる食の安全に関する技術支援
7 食品の安全性に関する調査・研究の推進	7-2 家畜伝染病の迅速診断法の開発・飼養技術の研究
	7-3 魚病被害の軽減化技術の研究
	7-5 食中毒菌等の遺伝子解析法等の研究
8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発	8-2 食品の安全性に関する広報活動の推進
9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進	9-2 地産地消運動の推進
10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進	10-2 消費者相談体制の充実

(3) 行動計画体系図

該当する条例の条文



(4) 事業の実績

アクション1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

1-1 農薬・動物用医薬品等の適正使用の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	農薬の適正使用に係る普及啓発を強化します。	農薬危害防止研修会 (1回)	7月開催 (231人)
		病害虫雑草防除指針の発行	3,350部発行
		県広報媒体を用いた広告の実施 (広報誌2回、ラジオ2回)	各2回実施 県ホームページ掲載
②	農薬販売者や利用者に対する研修会の開催や農薬の専門知識を有する人材として、「農薬管理指導士」等の育成を図り、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。	農薬管理指導士等認定数(2,100人)	2,179人を認定
		農薬管理指導士等研修会 (4回)	4回開催 (計289人)
③	農業団体が行っている生産履歴記帳運動や残留農薬分析調査を支援し、農薬の適正使用を促進します。	生産履歴記帳運動実施農協数 (11カ所)	11カ所 (100%)
		残留農薬分析実施農協数 (11カ所)	11カ所 (100%)
		残留農薬分析実施点数 (通常分析44品目、375検体) (簡易分析42品目、555検体)	通常分析40品目、890検体 簡易分析25品目、269検体 すべて適合
④	牛の飼料中の動物性蛋白質含有調査及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の徹底を図ります。	牛の飼料中の動物性たん白質含有調査 (80検体)	77検体 すべて陰性
		畜産物中の抗菌物質残留検査 (30検体)	30検体 すべて陰性
		牛飼養農家に対する飼料の適正使用検査指導 (72件)	266件 すべて適正
		飼料、動物医薬品等の販売、製造業者に対する立入検査等 (121件)	138件 許可証不掲示(14件)等
⑤	畜産物由来の薬剤耐性菌発現状況を調査分析し、獣医師等に情報提供することにより、抗菌剤の適正使用を推進します。	肥育牛、肥育豚、採卵鶏、ブロイラーから分離されたカンピロバクターの薬剤耐性調査 (24検体)	調査件数 24検体 (15菌株) 15菌株中4菌株で薬剤耐性あり
⑥	養殖魚生産業者を対象とした水産用医薬品の適正使用講習会の開催や、衛生管理技術の向上を図るための巡回指導等を実施します。	水産医薬品適正使用指導等会議 (2回)	2回開催 (参加者計42名)
		養殖衛生指導 (対象75経営体)	指導経営体数 72回

(2) 推進目標と実績

指 標 名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
農薬管理指導士、ゴルフ場農薬適正使用 士の認定数 (人)		1,858	1,927 2,050	1,977 2,100	2,027 2,150
		1,981	2,027 2,144 (達成)	2,095 2,212 (達成)	2,179 (達成)

※数値の訂正について…基準年度の値と平成 17、18 年度の実績値に誤りがあったため、数値を訂正します。併せて、平成 17～19 年度の目標値について、基準年度の誤った値(1,981)と正しい値(1,858)の差 123 を、それぞれの年度の目標値から差し引いた値に訂正します。

(3) 施策の展開

- 農薬管理指導士の認定制度、GAP を活用して、効率的な防除や農薬の安全・適正な使用を推進します。
- 農薬の適正使用に関する認識を深め、農薬取締法など関係法令、農薬の特性、病害虫・雑草の防除に関する事など、農薬全般に関する事項についての知識を有する農薬管理指導士等の人材を育成します。
- 農産物の生産に使用した農薬や肥料などの生産履歴の記帳と生産情報の公開を促進します。
- 畜産農家への巡回指導等により飼料の適正使用、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守、動物用医薬品の適正使用や疾病予防についての指導に努めます。
- 水産用医薬品の適正使用等の講習会の開催や巡回指導等により養殖衛生管理技術等の普及・向上に努めます。

アクション1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

1-2 環境保全型農業の推進及び特別栽培農産物の生産拡大

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	病害虫の発生状況等を考慮して、各種の防除技術を適切に組み合わせ、農薬の使用を最小限に抑えるIPM（総合的病害虫管理）を推進します。	環境にやさしい総合防除マニュアル（水稻版）の作成、配布	マニュアル 55,000部 水稻生産者、関係機関・団体等に配布
		現地実証の実施（いちご、なし）	各2地区 いちご（河内、下都賀） なし（上都賀、芳賀）
②	「とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）」として認証された農産物の生産履歴情報の公開や残留農薬検査を実施し、認証表示制度の信頼性を高めるよう努めます。	農産物の生産履歴情報の公開（100%）	公開者 146名（63%）
③	試験研究機関において減農薬・減化学肥料による栽培体系を確立し、とちぎの特別栽培農産物認証・表示制度に取り組む農業者及び品目・栽培面積の拡大により、認証農産物の継続的な供給拡大を図ります。	なし効率的防除体系モデルの実証	なし農薬散布回数を17回から11回に削減
		認証農産物の継続的な供給拡大	リンク・ティに取り組む 農業者数 234名 栽培面積 434ha 品目数 12品目
④	各種イベント等において、県やエコファーマー等の取組を紹介し、消費者の理解促進を図ります。	エコファーマー認定数（6,000人）	7,683人
		各種イベントでの広報活動（3回、パンフレット配布）	県民の日、農業試験場公開デー、ふるさと栃木フェア
		エコファーマー認定促進リーフレット及びポスターの作成配布	リーフレット 10,000部 ポスター 100部 各市町村、関係団体等に配布
		環境にやさしい米作り推進講演会（1回）	1月開催（120名）

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		(平成15年度)			
エコファーマー認定数（人）		4,928	5,500	6,000	6,500
			5,895 (達成)	6,570 (達成)	7,683 (達成)

(3) 施策の展開

- 予察情報を活用した適期防除を推進するとともに、病害虫の発生増加を抑制するための指標策定を進め、化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を図ります。
- リンク・ティの生産拡大及び使用した農薬や肥料などの生産履歴情報の公開を促進します。
- 生産組織ぐるみでエコファーマーの認定を促進し、環境保全型農業の面的拡大を図ります。

アクション1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

1-3 食品営業施設における自主衛生管理の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	食品衛生責任者に対し、協会が主催する再教育講習会の受講を促し、食品衛生に係る最新の知識等自主衛生管理に必要な事項の習得を図ります。	平成19年度受講対象の食品衛生責任者に対し再教育講習を実施 (対象者約7,200人、目標5,500人)	受講者 5,216人
②	食品営業施設における使用原材料に係る記録の作成、保存を指導します。	平成19年度栃木県食品衛生監視指導計画に基づき重点監視事項として実施する	食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)に基づき記録の作成・保存を指導
③	食品衛生推進員及び食品衛生指導員による食品等事業者に対する助言、巡回指導等の自主活動を支援します。	食品衛生指導員による巡回指導 (指導件数 14,000件) (食品衛生指導員養成講習会2回)	指導件数 17,893件 2回(計93名)
		食品衛生推進員制度を活用した食品衛生推進事業 (食品衛生推進会議 1回) (食品衛生推進員研修会 1回) (自主衛生管理マニュアルの作成)	6月開催(47名) 12月開催(39名) 3月作成(2万冊)

(2) 推進目標と実績

年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指標名				
食品衛生責任者再教育講習会受講者数 (人)	5,064	5,300	5,400	5,500
		4,884 (概ね達成)	4,694 (概ね達成)	5,216 (概ね達成)

(概ね達成又は未達成の理由)

- 食品衛生法施行条例(平成18年4月1日施行)の改正により、食品衛生責任者の再教育講習会受講が義務化されたが、その趣旨が十分に浸透していない。

(3) 施策の展開

- 食品営業者及び食品衛生責任者に対し、食品衛生に係る最新の知識や自主衛生管理に必要な事項の習得を促すとともに、食品廃棄物の再資源化意識の啓発に努めます。
- 食品衛生推進員を通じて、食品営業者に対する自主衛生管理及び消費者に対する食品衛生の啓発に努めます。
- 食品衛生協会の食品衛生指導員による食品営業者に対する自主衛生管理の推進を図るため、巡回指導等の自主活動を支援します。

アクション1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

1-4 産業技術センターによる食の安全に関する技術支援

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	食品製造企業からの技術相談や依頼試験、情報提供に随時対応していきます。	依頼試験（随時）	異物検査鑑定 216件 微生物検査 20件
②	食品に関するクレーム品や欠陥（異物混入等）に対しては、機器分析等により異物の鑑定を行い、クレーム原因を推定するための技術情報を提供します。	技術相談（随時）	品質管理 224件 計測・検査 162件
③	技術講習会・技術者研修会の開催により食品の安全性の確保を支援します。	技術者研修会（1回） （内容：食品の異物混入防止対策） 技術講習会（1回） （内容：食品用機能性包材）	技術者研修会 （6月開催2日間42企業、46名） 技術講習会 （11月開催30企業、42名）

(2) 施策の展開

- 食品製造企業からの技術相談や依頼試験に随時対応します。また、講習会・研修会を開催し食品の安全性の普及啓発を図ります。

アクション2 HACCP方式の導入促進

2-1 農畜産物の衛生管理の充実

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	GAP実践マニュアルを品目別に策定し、県内産地への普及啓発を図ります。	3品目(ねぎ、米、麦)のGAP実践マニュアル作成	1品目(麦)作成
②	主要青果物を対象とした、GAP導入産地を育成します。	モデル産地7カ所を指定	いちご及び麦の全生産地を含む47カ所でGAPの導入を図った
③	「家畜の衛生管理ガイドライン」に基づいたHACCP方式の普及啓発、生産者の意識向上を図ります。	畜産農家を対象にHACCP方式に基づく管理手法の指導を実施(9戸)	酪農家9戸に対し指導を実施
④	畜産農家の飼養形態にあったマニュアル作成を指導します。	農家の検査結果に基づきマニュアル作成を指導(9戸)	9戸においてマニュアルを作成
⑤	生産過程での危害因子(病原体、残留抗菌剤など)を定期的に検査、分析することで衛生管理を検証します。	衛生管理の検証を実施する畜産農家(9戸)	ガイドラインに基づき危険因子を黄色ブドウ球菌等に設定 9戸において衛生管理の検証を実施

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	GAP導入産地数(累計)		—	2 2 (達成)	4 4 (達成)
HACCP方式の導入に取り組む畜産農家数(戸)		34	43 43 (達成)	52 50 (概ね達成)	61 59 (概ね達成)

(概ね達成又は未達成の理由)

- 毎年9戸の新規取組農家を増やすこととしているが、平成18年度は、前年度実施した2戸を継続して指導することとし、新規取組は7戸としたため計画より累計で2戸減少した。

(3) 施策の展開

- GAP実践産地の拡大(トマト、なし等)を図るとともにGAP推進指導者養成のための研修会を開催します。
- 「家畜の衛生管理ガイドライン」に基づいたHACCP方式の普及に努めるとともに、今後国において制度化される認証の取得について生産者の意識向上を図ります。

アクション2 HACCP方式の導入促進

2-2 食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）の導入の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	HACCP方式に基づく自主衛生管理のもとに、安全な食品の供給を継続できる一定の基準を満たした施設を認証する制度（「食品自主衛生管理認証制度」）を創設し、食品製造施設等の衛生管理水準の向上及び安全・安心な食品供給体制の確立を目指します。	栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）実施要綱の対象業種の拡大	5業種（飲食店営業（レストラン）、あん類製造業、醤油製造業、納豆製造業、そうざい半製品製造業）について基準を追加
		認証基準等検討委員会（3回）	3回（9月～10月）
		事業者説明会（4回）	県北、県央、県南地区各2回、安足地区で1回開催 （5, 11, 12月、参加者193名）
		認証機関審査員等講習会（2回）	6, 2月開催
		衛生管理マニュアル作成の手引きの作成	5, 11月作成
	認証事業者数（60施設）	認証事業者数 23施設	
②	安全な食品の選択基準となる情報を消費者に提供し、県民の食に対する信頼を確保するとともに県産品や県内事業者の取り扱う食品の付加価値を高めて差別化を図り、県産品の消費を促進します。	認証制度PRの実施 ・新聞広告（2回） ・タウン誌広告2回 ・テレビ広告（1回） （15秒スポット、20日間）	・新聞広告 2回（10、3月） ・テレビCM20回（15秒スポット） ・タウン誌広告2回（12、3月） ・県広報媒体 テレビ2回、ラジオ2回、 ・機関紙等 1回

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		(平成15年度)			
食品自主衛生管理認証事業者数 (施設)		—	20	40	60
			0 (未達成)	9 (未達成)	23 (未達成)

(概ね達成又は未達成の理由)

- 対象業種を拡大したが、制度が未だ十分に浸透しておらず、また意欲はあるもののマニュアル作成に対する負担感などから、認証取得まで至らなかった事業者が多かったことにより認証数が目標を下回った。

(3) 施策の展開

- 認証制度について、食品等事業者及び消費者等に一層の周知徹底を図るとともに、認証取得施設を積極的に公表することにより事業者の認証取得を促します。
- マニュアル作成が負担となっている事業者が多いことから、平成20年度は、マニュアル作成セミナーを開催し意欲のある事業者に対する支援を行います。
- その他必要な対策を講じ目標達成に向け努力いたします。

アクション3 トレーサビリティシステムの導入促進

3 農畜産物の生産履歴の記帳及び情報公開の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	生産履歴の記帳とその内容確認の徹底を指導します。	生産履歴記帳運動実施農協数 (11カ所)	11カ所 (100%)
②	生産履歴や生産基準の情報公開などトレーサビリティシステムの導入を促進します。	生産情報公開農業団体数 (11カ所)	生産情報を公開した農協数 11カ所
③	飼養管理情報提供データベースの構築を支援し、県産牛の飼養管理情報の公表を促進します。	飼養管理情報を公表する農家(肥育農家) 割合 (50%)	飼養管理情報を公表する肥育農家割合 41%

(2) 推進目標と実績

年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指標名	0	6	8	11
		5 (概ね達成)	10 (達成)	11 (達成)
飼養管理情報を公表する肥育牛飼養農家の割合 (%)	1	32	40	50
		1 (未達成)	37 (概ね達成)	41 (概ね達成)

(概ね達成又は未達成の理由)

- 県産牛肥育農家に対する飼養管理情報公表への取組みを促す働きが不十分であった。

(3) 施策の展開

- 消費者の信頼確保のため、農産物の生産に使用した農薬や肥料などの生産履歴の記帳と生産情報の公開を促進します。
- 現在、飼養管理データの公開準備を進めている団体の早期公開を支援するとともに、各所属団体（農協等）を通じて、各肥育農家に対し飼養管理情報の公開の有効性についての理解を促し、全農系統外の肥育農家に対しても働きかけを強化していきます。

アクション4 生産者に対する監視指導の強化

4 農薬・飼料・動物用医薬品の適正使用の監視強化

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	農薬販売者に対する立入検査を強化します。	農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査 (270件)	農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査等 339件 違反件数 計35件
②	生産現場における「家畜飼養衛生管理基準」の遵守指導を徹底します。	「家畜衛生飼養管理基準」の遵守指導 (150戸)	270戸
③	畜産農家に対し、薬剤や飼料の適正使用、治療歴等の記録の有無等の確認のため立入検査を実施します。	「動物用医薬品の適正使用」の確認調査件数 (12件)	12件 すべて適正
		畜産物中の抗菌物質残留検査 (30検体)	30検体 すべて陰性
		牛飼養農家に対する飼料の適正使用検査指導 (72件)	266件 すべて適正
④	動物用医薬品等の販売、製造業者に対し、薬剤や飼料の適正表示及び品質確認のため立入調査、取去検査等を実施します。	飼料の販売、製造業者に対する立入検査等 (24件)	32件 不適 1件
		動物医薬品等の販売、製造業者等に対する立入検査等 (97件)	106件 許可証不掲示(14件)等
⑤	家畜伝染病予防法に基づき、牛海綿状脳症(BSE)をはじめとした監視伝染病(97疾病)の定期的検査を強化します。	BSE検査等の実施(4,400頭他)	BSE検査3,657頭 牛ブルセラ病検査15,745頭 牛結核病検査15,745頭 馬伝染性貧血検査863頭 他
⑥	人獣共通感染症のサーベイランスを強化します。	高病原性鳥インフルエンザウイルス検査(1,000羽以上の採卵鶏及び種鶏農場(89戸)、定点(3戸×12か月)) ウエストナイルウイルス検査 (夏季の蚊の採取(月1回))	1,000羽以上農場87戸(1戸10羽検査) 定点3戸(1戸10羽)×12か月 5回(月1回)

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査数 (件)		223	240	270	300
			(達成)	(達成)	(達成)
動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数 (件)		220	235	235	235
			(達成)	(達成)	(達成)

(3) 施策の展開

- 農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬使用基準の遵守、販売の適正化等を図ります。
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の定期検査を実施するとともに、人獣共通感染症のサーベイランスや薬剤耐性菌の発現状況等調査などの安全性に関する監視を強化します。

アクション5 食品営業者等に対する監視指導の強化

5-1 食品営業施設等に対する監視指導の強化

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	食品等事業者に対して、原材料の仕入れ、保管に関する記録等を実施するよう指導します。	平成19年度栃木県食品衛生監視指導計画に基づき実施 (全体) (監視件数 14,340 件、100%)	監視指導件数 14,553 件 (102%)
②	「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「学校給食衛生管理の基準」に基づいた監視指導の強化を図ります。		食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)に基づき監視指導を実施 給食施設 349 施設等に対しマニュアルに基づき監視指導を実施
③	特定給食施設等の栄養管理状況を把握し、適正に実施されていない施設に対して相談・指導事業を実施します。	「栃木県特定給食施設等指導要綱」に基づく特定給食施設に対する指導 (742 施設、指導実施率 100%)	指導実施率 85%
④	学校給食施設に対して、ドライシステム化とドライ運用の推進を指導します。	ドライシステム化の推進	ドライシステム数 120 調理場 (39.6%)
		学校栄養職員研修会 (1回)	6月開催 (175名)
		県立学校給食従事員研修会 (1回)	8月開催 (91名)
		給食施設実地指導	県立学校給食施設 3校、市町村立学校給食施設 4校、給食センター 3施設を実施
⑤	食品衛生法の違反事例、食品の試験検査結果、食品営業施設の監視結果等について、県ホームページ等による情報提供を行います。	夏期一斉監視実施結果の公表	平成19年11月公表
		年末一斉監視実施結果の公表	平成20年5月公表
		食品衛生法違反に対する行政処分等の公表 (随時)	6件 (食品衛生法第6条) 1件 (食品衛生法第11条第2項)
		平成19年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果の公表	平成20年6月公表

(2) 推進目標と実績

指 標 名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	施設監視達成率 (%)	(%)	—	100 92 (概ね達成)	100 99 (概ね達成)

(3) 施策の展開

- 「栃木県食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、計画的に食品関係施設に対する監視指導及び流通食品の表示等の検査などの徹底を図ります。特に、危害度の高い給食施設や大規模調理施設に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理の徹底が図れるよう監視指導の強化に努めます。
- 特定給食施設等に対する栄養管理指導については、指導施設を的確に把握し、指導計画に基づき効率的・効果的な指導を実施します。
- 衛生管理関係研修会を開催するとともに学校給食調理場への訪問指導を実施します。

アクション5 食品営業者等に対する監視指導の強化

5-2 食品等の検査及び検査体制の充実

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	食品、食品添加物等の取去検査実施計画は、これまでに本県が実施した検査状況や最新の情報を考慮して策定します。	食品等の規格・基準検査 (3,251 検体)	3,245 件 違反数 20 件
		有害物質（汚染物質）モニタリング検査 (366 検体)	372 件 違反数 0 件
②	農産物の残留農薬検査、アレルギー物質含有食品等の検査を実施します。	食品残留農薬検査数 (65 検体)	65 件 違反数 0 件
		アレルギー食品検査数 (20 検体)	22 件 違反数 0 件
③	無承認無許可医薬品が販売されないように、健康食品の買い上げ調査を実施します。	強壮・強精など男性機能回復を暗示している製品、痩身効果を暗示している製品 (20 検体)	15 件 不適 0 件
④	信頼性の高い検査を迅速に行うため、食品衛生検査施設の精度管理を徹底します。	外部精度管理の実施 (37 検体)	37 件 不適 2 件
		内部精度管理の実施	微生物学的検査 166 回 理化学的検査 136 回
		内部点検の実施 (9 施設各 1 回)	9 回 指摘事項は改善済
⑤	新たな規格基準やより精密な検査などに対応するため、検査機器を整備し、検査体制の充実を図ります。	食品中の残留農薬及び食品添加物の検査等を実施するため、検査機器を整備する	・ガスクロマトグラフ質量分析計（新規） ・液体クロマトグラフトリプル四重極質量分析計（新規） ・ガスクロマトグラフ（更新）等を整備

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品残留農薬検査数 (件)		50	60	70	70
			69 (達成)	72 (達成)	65 (概ね達成)
アレルギー食品検査数 (件)		0	10	20	20
			10 (達成)	18 (概ね達成)	22 (達成)

(概ね達成又は未達成の理由)

- 検査機器を新たに導入したが、整備に時間を要したため、一部の検査について計画どおり実施することができなかったため。

(3) 施策の展開

- 食品（輸入食品を含む）及び使用添加物、農産物の残留農薬、アレルギー物質含有食品、遺伝子組換え食品等の収去検査を計画的に実施するとともに、新たな食品検査に対応するため、検査機器の充実・強化に努めます。
- 医薬品成分を含む健康食品（無承認無許可医薬品）が販売されることがないように、健康食品の買上げ調査を実施します。なお、医薬品成分が確認された場合は、当該製品の販売者に対する指導を行うとともに、製品名を公表して県民への周知を図り、健康被害の未然防止に努めます。

アクション6 食品表示の適正化の推進

6 食品表示の監視指導の強化

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	「食品表示適正化強化期間」を定め、関係各部署が合同で食品販売業者等に対する監視指導を実施します。	8,12月を栃木県食品表示適正化強化月間と定め、国、県及び宇都宮市が合同で食品表示の監視指導を実施 (18回)	強化月間内 17回、関連調査 12回 調査店舗数 53店舗 調査結果をホームページで公表 強化月間外 16回、48店舗
②	食品販売業者等に対し、関係法令による食品表示研修会の充実を図ります。	食品販売業者等に対するJAS法等に係る食品表示研修会の開催	開催回数 15回 対象者 食品製造業者、販売業者、農産物直売所、消費者、食品衛生責任者講習会講師等(計1,017名)
③	遺伝子組換え食品、アレルギー物質含有食品等の表示の監視指導を強化します。	平成19年度栃木県食品衛生監視指導計画に基づき表示に係る重点指導事項として実施	検査件数 12,889件 違反件数 1,025件 (遺伝子組換え食品、アレルギー物質含有食品関係 20件)
④	消費者が健康食品を医薬品と誤認することを防止するため、販売広告等の監視指導を実施します。	新聞の折り込み広告、雑誌(2誌)の広告監視	広告違反件数 5件
		薬局等医薬品販売施設における健康食品及び広告等の監視	監視施設数 531施設 虚偽誇大広告の違反なし
⑤	食品として販売される物で、健康の保持増進効果等に関する虚偽誇大広告を行う者に対し、適正な広告等を行うように指導します。	健康増進法第32条の2に基づく指導の実施(随時)	指導実施件数 0件
		指導事例集の作成	指導事例がなかったため、新たなページの差込みなし
⑥	「食品表示110番」の設置や、消費者に「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、食品表示の適正化に向けた監視活動を実施します。	「食品表示110番」相談事業	受付件数 227件 現地調査数 5件
		「食品表示ウォッチャー」による監視活動	調査店舗数(延べ) 1,659店舗 報告に基づく指導店舗数(実数) 14店舗

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	食品表示合同監視実施数 (回)		—	6 8 (達成)	12 15 (達成)

(3) 施策の展開

- 関係機関が連携し効果的な監視指導を図るため合同で監視指導を実施するとともに、「食品表示適正化強化期間」を定め適正表示の定着を図ります。
- 「食品表示110番」や「食品表示ウォッチャー」制度を活用して、食品表示の適正化に向けた監視指導を実施します。
- 消費者が健康食品を医薬品と誤認することを防止するため、販売広告を監視します。

アクション7 食品の安全性に関する調査・研究の推進

7-1 地域特産作物に係る農薬の効果及び残留性の研究

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	登録農薬が少ない地域特産作物（うど、にら、春菊など）の安全かつ安定的な生産を図るため、農薬登録に必要な試験（薬効や残留性等）を実施します。	地域特産作物の農薬登録に必要な試験の実施（2農薬）	なし

7-2 家畜伝染病の迅速診断法の開発・飼養技術の研究

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	牛のヨーネ病に対する迅速診断法を開発するための調査を実施します。	牛ヨーネ病の迅速診断技術開発のために、発生農場等から得た糞便材料を用い検査を実施する（30検体）	87検体について迅速診断法の精度確認を実施した。
②	作物、土壌に配慮した家畜ふん堆肥の生産技術を確立するための調査研究を実施します。	堆肥化時の二次発酵中の大腸菌群の消長について調査検討を行う。 堆肥を利用した野菜栽培試験を行い、堆肥の有効性を実証する。	二次発酵を終了した堆肥においては大腸菌群は検出されなかった。 堆肥を利用した野菜（キャベツ）では、化学肥料のみのものよりミネラルや糖度、ビタミンCが高い傾向であった。
③	抗菌剤の使用をできるだけ抑えた家畜の飼養管理法に関する研究を実施します。	黒毛和種において、親牛に対しビタミンCを給与することで、母乳の乳質低下を防ぐとともに、母乳を介した子牛へのビタミンC移行により子牛の免疫力・抵抗力向上を図る	疾病が発生した子牛において、母牛にビタミンCを給与していた子牛は回復が早い傾向にあった。

7-3 魚病被害の軽減化技術の研究

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	「防疫」「予防」の観点から免疫賦活剤を含む飼料の投与による魚病に対する抵抗性について試験を実施します。	ニジマスとヒメマスを対象としてIHNウイルスの感染試験を実施し免疫賦活剤の投与効果を調査する。	ニジマスとヒメマスの死亡率が低減されたことから、アスコルビン酸の高濃度投与が、IHNウイルス病の予防に有効であることが示唆された。

7-4 残留農薬の一斉分析法の研究

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	残留農薬検査の迅速化を図るため、一斉分析法の改良について調査研究を実施します。	研究計画書「農産物の残留農薬分析項目についての検討」に基づき調査研究を実施する H17 GC/MS 測定条件の確立 H18 添加回収試験 H19 実サンプル測定、まとめ	ポジティブリスト制度に対応するための新規分析機器（GC/MS、LC/MS/MS）を導入したことにより、再度測定条件の検討を行なった。

7-5 食中毒菌等の遺伝子解析法等の研究

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	食中毒の原因究明手段として、各種細菌・ウイルスを対象に遺伝子解析の調査研究を実施します。	食中毒を含めたノロウイルス感染症の疫学解析にシーケンス法を導入し、解析の精緻・高度化を図る。	本県で検出されたノロウイルス遺伝子型は、殆どがGⅡ/4で同一クローンであることが解析された。また、原因ウイルスは食品由来のウイルスでは無いことが示唆された。
②	食品中のノロウイルス検出方法確立のための調査研究を実施します。	食品からのノロウイルス検出法を確立するために、カキその他食品について、検査方法を検討する。	生クリーム等の食品からの検出は、油脂成分が妨害物質となり、検出感度が著しく低下した。今後の検討課題としたい。

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	県が試験を実施する地域特産作物に係る農薬数（累計）		2	4	6
		4 (達成)		6 (達成)	6 (未達成)
残留農薬一斉分析項目数		60	60	60	100
			60 (達成)	60 (達成)	60 (未達成)

(概ね達成又は未達成の理由)

◇地域特産物に係る農薬数

- 生産組織から試験の要望があったが、作付時期の関係で当該年度の実施が困難であったため、次年度に実施することとした。

◇残留農薬一斉分析項目数

- 残留農薬のポジティブリスト制度に対応するため、新たな分析機器を導入したことにより再度測定条件を確立することとなり研究計画を見直したため。

(3) 施策の展開

(家畜伝染病の迅速診断法の開発・飼養技術の研究)

- 家畜伝染病の迅速診断法の研究開発、良質な畜産物の生産のための飼養管理技術の研究、環境に配慮した生産技術に関する調査及び研究を行います。

(魚病被害の軽減化技術の研究)

- 病気に強い健康な魚を生産する技術の一環として、ビタミンなど免疫賦活剤等の効果を明らかにします。

(残留農薬の一斉分析法の研究)

- 一斉分析法による残留農薬検査を確実なものとし、さらに検査農薬項目の増加と検査の効率化を図ります。

(食中毒菌等の遺伝子解析法等の研究)

- 二枚貝以外の食品（油脂成分を多量に含む食品）からのノロウイルス検査方法を検討します。

アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発

8-1 食品の安全性に関する知識の普及・啓発

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	消費者に対して食品の安全性に関する知識、情報を提供するため、消費者を対象とした講習会等を積極的に開催します。また、アンケート調査を実施し、参加者の理解度を把握します。	健康福祉センター食品安全講習会	32回(1,391人)
②	消費者団体等が開催する食品の安全性に関する学習会等に関係職員を派遣するなど積極的に学習を支援します。	消費者団体等による食品の安全性に関する学習会等への関係職員の派遣	23回(918人)
③	食の安全をテーマにした県政出前講座の充実を図るなど、利用しやすく、分かりやすい情報の提供に努めます。	84『食品の表示制度』	1回(17人)
		124『食の「安全」と「安心」』	9回(406人)
④	給食サービス事業を行っているNPO等に対して、食の安全に関する情報提供を実施します。	社会福祉協議会等講習会	4回(311人)

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
			食品安全講習会等実施数 (回)	25	30
			54 (達成)	64 (達成)	69 (達成)

(3) 施策の展開

- 食の安全をテーマにした「県政出前講座」の充実を図ります。
- 食の安全に関する学習に関係職員を派遣するなど、利用しやすくわかりやすい食品の安全性に関する情報の提供に努めます。

アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発

8-2 食品の安全性に関する広報活動の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	県のホームページや広報誌をはじめ、テレビ・ラジオなど各種の広報媒体を、その特性に合わせて活用し、迅速でわかりやすい情報の提供に努めます。	食の安全の知識、時事の話題に対する情報提供	○テレビ/ラジオ ・「クローズアップとちぎ」 (とちぎテレビ: 30分) 2回 ・「県政スクランブル」 (栃木放送: 10分) 1回 ○インターネット ・食品安全ホームページアクセス数 平成19年度平均 13,946 4~12月セッション数 1~3月ページビュー数 ○広報誌 ・「自治とちぎ」 (栃木県地方自治研究会) 1回
		食中毒予防	○テレビ/ラジオ ・「県政ひとくちメモ」 (とちぎテレビ: 5分) 2回 ・「県政スクランブル」 (栃木放送: 10分) 3回 ・「ホリデーマロニエインフォメーション」(FMとちぎ) 1回 ○業界団体等機関紙1回 ○街頭展示・イベント3回
		食品表示	○テレビ/ラジオ ・「県政ピックアップ」 (ケーブルテレビ10社: 15分) 1回 (ケーブルテレビ10社: 30秒) 1回 ・「県政スクランブル」 (栃木放送: 10分) 1回 ・「リビングマロニエ」 (栃木リビング新聞社) 1回
②	報道機関等への適時、適切な情報提供に努めます。	県政記者クラブへの資料提供 (随時)	92回
③	市町村広報誌やケーブルテレビに協力を依頼し、地域の状況に合った適切な情報提供に努めます。	市町村広報誌への食品安全情報の掲載依頼	8件

(2) 施策の展開

- ホームページや各種広報媒体を、その特性に合わせて活用し、迅速でわかりやすい情報の提供に努めます。
- 報道機関等への適時、適切な情報提供に努めます。

アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発

8-3 食育の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	学校における食に関する指導内容の充実を図るため、「食に関する指導の手引」に基づき計画的な指導を実施します。	学校栄養職員研修会（1回）	6月開催（175名）
		学校給食主任研修会（1回）	7月開催（291名）
		食に関する指導年間計画の作成、アレルギー個別調査を実施している学校の割合	年間計画の作成 小学校 91% 中学校 86% アレルギー個別調査実施 94.7%
②	地域農産物を活用した学校給食を促進します。	県産農産物3品目以上の活用と米飯給食の回数増大を推進	県産農産物3品目以上活用した給食日の割合 76.1% 米飯給食の回数増大取組市町 4市町
③	食育推進ボランティアや食生活改善推進員等を活用し、消費者や児童生徒及び教育関係者等に対して、食の安全に関する知識などの普及・啓発を図ります。*1	とちぎ食育応援団の登録 500（個人・団体・企業）	395（個人・団体・企業）
		食生活改善推進員と連携した食育事業の実施	宇都宮地区等9地区において実施 実施回数1,927回（計20,277人）
④	児童生徒とその保護者をはじめとした消費者を対象とする食育に関する講習会やフォーラム、イベント等を開催します。	とちぎ食育推進大会2007（1回）	10月開催（700名）
		とちぎの食育展2007（1回）	10月開催（300名）

*1 平成18年度から「食育推進ボランティア」と「食と農のサポーター」を統合し「とちぎ食育応援団」を創設

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	食育推進ボランティア数（人・団体） 〔とちぎ食育応援団員数〕*2	—	—	200	250[400]*2
—		—	175 (概ね達成)	[332]*2 (概ね達成)	[395]*2 (未達成)
おやこの食育教室開催市町村数	—	—	20	30[29]*3	全市町村
	—	—	27 (達成)	[29]*3 (達成)	29 (概ね達成)

*2 平成18年度から指標をとちぎ食育応援団員数とし推進目標値（〔〕内に記載）を変更した

*3 合併により、組織のある市町村数が29となり、そのすべてで実施した
(概ね達成又は未達成の理由)

◇とちぎ食育応援団員数

○ 新聞やHIP等の各種広報媒体の活用やイベントにおけるPR等を実施したが、未だ十分には浸透しなかった。

◇おやこの食育教室開催市町村数

○ 平成19年度には食生活改善推進団体連絡協議会が全市町に組織される予定であったが、組織化が遅れ、目標を達成できなかった。

(3) 施策の展開

- 食育推進に関する施策についての基本的な方針である県食育推進計画（とちぎの食育元気プラン）に基づき、関係部局の連携を強化しながら、食育を総合的に推進します。
- 食育の推進体制である「とちぎ食育推進連絡会」が中心となった、一体的な食育推進運動を展開します。
- 食育推進のボランティアである「とちぎ食育応援団」の登録と地域における活動を促進します。
- 食生活改善推進員と連携した食育を推進するため、各地区の食育活動の重点目標を設定し、活動を強化していきます。

アクション9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進

9-1 生産者と消費者の相互理解の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	農産物や農業体験等に関する情報について、ホームページや各種広報媒体を利用した情報発信を行います。	ホームページによる情報提供 とちぎの食べごろ旬情報 12回 各種イベント情報 1回	12回実施 1回実施
		県広報媒体による情報提供 (テレビ 1回) (ラジオ 2回)	1回実施 2回実施
②	消費者へのアンケート等を実施し、調査結果について生産者側へ情報提供を行います。	アンケート調査の実施 (1回)	アンケート調査を1回実施し、結果を関係機関、生産者に提供
③	食や農に興味を持つ消費者を対象とした研修や、生産者との交流会を開催します。	食と農の理解促進カレッジ (16回)	16回開催 (計782名)
		農業大学校消費者講座 (14日)	14日開催 (計344名)

(2) 推進目標と実績

年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指標名				
食と農のサポーターの登録者数 (人) [とちぎ食育応援団員数] (再掲) *1	902	1,000 1,025 (達成)	1,000[400] *1 [332] *1 (概ね達成)	1,000[500] 395 (未達成)

*1 平成18年度から指標をとちぎ食育応援団員数とし推進目標値（〔〕内に記載）を変更した
(概ね達成又は未達成の理由)

- 新聞やHP等の各種広報媒体の活用やイベントにおけるPR等を実施したが、未だ十分には浸透しなかった。

(3) 施策の展開

- 農産物に関する情報である「とちぎ食べごろ旬情報」を毎月提供する他、農業体験や各種イベントの情報発信を積極的に行います。
- 食育推進のボランティアである「とちぎ食育応援団」の登録と地域における活動を促進します。

アクション9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進

9-2 地産地消運動の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	とちぎ地産地消の日等においてPRを行い、県民の意識高揚を図ります。	地産地消番組の作成 (2本) 優良事例の表彰 (1回) パンフレットの作成 (1回)	2本作成 30分番組 14件応募 大賞2点、優秀賞3点、奨励賞9点表彰 6,000部作成
②	地産地消の集いや地域農産物を活用した料理研修会を開催します。	地産地消の関連イベント (3回)	とちぎ地産地消フェア 10月開催 (2,000名) ごはんミュージアム 10月開催 (3,000名) いちごコレクション in 昭和館 2月開催 (1,200名)
③	学校給食への地域農産物の活用促進に向けて、学校給食関係者、農協、生産者等との検討会を開催します。	各市町における学校・給食・農業関係者による県産農産物の導入促進に係る検討会 (全31市町取組)	全31市町取組
④	とちぎの食材提供店について、ホームページやパンフレットを活用したPRを実施するとともに食材提供店から消費者への食と農に関する情報提供を実施します。*1	推進店の認定 推進店のホームページへの掲載	101店舗を認定 101店舗

*1 平成18年度から地産地消の取組を積極的に推進する、「とちぎの地産地消推進店」を認定しホームページ等で推進店や県産農産物に関する情報を消費者に提供

(2) 施策の展開

- 「とちぎ地産地消推進方針 (第Ⅱ期)」に基づき、地産地消の取組を推進します。
- 地域の主体的な取組を推進するため、地域における地産地消方針の策定及びそれに基づく取組を支援します。
- 学校給食における地域農産物の活用や県産米による米飯給食の回数増大を推進します。
- 県産農産物を利用した料理等を提供する店舗及び地元農産物コーナー等を設置する店舗等を「とちぎの地産地消推進店」として認定し、消費者へ推進店や県産農産物に関する情報提供を行います。

アクション10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進

10-1 タウンミーティング等の開催の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	広く県民を対象とした「とちぎ食品安全フォーラム」等をはじめとするタウンミーティングを各地域において開催します。また、参加者等に対してアンケート調査を実施し、食の安全・安心に対する意見や要望等を把握します。	とちぎ食品安全フォーラム（1回）	12月開催（150人） アンケート回収80件
			食の安全シンポジウム（158人）
		地域意見交換会（2回）	3回開催（計218人）
		生産地における意見交換会（4回）	5回開催（258人）
			食品の安全性に関する リスクコミュニケーション育成講座 （共催：宇都宮市、食品安全委員会） 12/21開催 参加27名
②	栃木県食品安全推進懇話会を定期的 に開催し、食品の生産から消費に至る 関係者の相互理解や意見と情報を交 換することにより、食品安全行政の総 合的かつ効果的な推進に努めます。	とちぎ食の安全・安心推進会議 （2回）	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確 保に関する条例に基づくとちぎ食の 安全・安心推進会議への移行のため 廃止 推進会議8，2月開催

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
タウンミーティングの開催数（回）		—	4	4	5
			4 (達成)	4 (達成)	10 (達成)

(3) 施策の展開

- 広く県民を対象とした意見交換会を県内各地域において開催し、意見や情報の交換を促進します。
- 生産段階において、農産物の安全性確保の取組について生産現場で意見交換を行うリスクコミュニケーションを促進し、消費者の理解促進を図ります。
- 関係職員の派遣や人材の育成を通じて、事業者やNPO等による食の安全に関する意見交換会の開催を支援します。

アクション10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進

10-2 消費者相談体制の充実

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	「食品の安全・安心に関する総合窓口」及び各関係機関に寄せられる県民からの相談に対して、県民がどの機関に相談しても一元的な対応ができるよう関係機関が連携して迅速でわかりやすい回答を行えるようにします。	所管外の法令に係る表示等の相談・指導に適切に対応するための関係職員研修を開催する。	10月開催 出席者73名
		所管外の法令に係る表示等の相談・指導 (他課等に照会又は調査等をするもの、随時)	事業者による食品表示等の相談 23件
②	県のホームページや各種イベント等において相談窓口を開設し、消費者等からの相談や情報提供に対応します。	県民の日イベント会場での食品安全相談窓口の設置等(1回)	アンケート調査 49件 食品安全関連パンフレット等の配布 毒キノコ模型の展示 ATPテスターによる手洗い指導
		電子メールによる食品の安全に関する相談(随時)	相談 1件

(2) 施策の展開

- 健康福祉センター等において、消費者からの食品の安全性に関する相談に的確に対応します。
- 各種イベントを活用し、消費者からの相談に対し、的確に助言に努めます。
- 消費生活センターで、消費者からの食品の安全性等に関する問い合わせや相談を受けて解決方法の提案や情報提供を行います。
- 農業振興事務所等の「食と農の相談室」において、消費者からの相談に的確に対応し、食と農に対する理解促進を図ります。

アクション11 消費者と行政が一体となった取組の推進

11-1 食品表示ウォッチャーによるモニタリング活動の推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	消費者、食品事業者、食品表示ウォッチャー等に対する食品表示に関する研修の充実を図り、食品表示制度について理解促進と表示の適正化を促進します。	食品表示ウォッチャー委嘱者数 (110名)	109名を委嘱
		食品表示ウォッチャーに係る研修会	3回開催(計108名)
		事業者等に対する食品表示研修会 (随時)	消費者等(3回) 4, 7, 10月(137名) 食品製造及び販売業者等(5回) 9～3月開催(558名) 農産物直売所等(2回) 8, 12月開催(94名) 行政機関担当者等(2回) 5, 10月(120名)

(2) 推進目標と実績

年度	基準年度 (平成16年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指標名				
食品表示ウォッチャー委嘱者数(人)	110	110	110	110
		109 (概ね達成)	110 (達成)	109 (概ね達成)

(概ね達成又は未達成の理由)

- 委嘱予定者が一身上の都合により、委嘱の直前に辞退したため。

(3) 施策の展開

- 消費者や事業者等を対象とした研修会等により食品表示制度の普及啓発を図るとともに、食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づき、食品表示の改善指導を実施します。

アクション11 消費者と行政が一体となった取組の推進

11-2 健康づくりの推進

(1) 事業・取組の実施状況等

	事業・取組の内容	平成19年度実施状況	
		事業計画	実績
①	食生活改善推進員に対し、食の安全に関する研修会を行います。	食生活改善推進員リーダー研修会 (3回)	3回実施 (計187名)
②	外食利用者の健康づくりや生活習慣病予防を図るため、外食産業従事者と食生活改善推進員の健康づくり交流会を開催します。	健康づくり交流会 (5回)	2回実施 (計172名)
③	食環境づくりを推進している飲食店を「とちぎ健康21協力店」とし、健康づくりのための食環境整備を推進します。	とちぎ健康21協力店 (200店舗)	962店舗

(2) 推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
			健康づくり交流会開催数 (回)	5	10
		—	5 (達成)	10 (達成)	12 (概ね達成)
とちぎ健康21協力店舗数		102	160	200	240
			161 (達成)	665 (達成)	962 (達成)

(概ね達成又は未達成の理由)

- 食生活改善推進員と外食産業従事者の交流会については、ここ数年継続して実施しており、19年度は巾を広げた交流となるよう、その他の関係者等も交えた計画とした。回数は少なかったが効果的であった。

(3) 推進方針等

- 食生活改善推進員の資質向上のための研修を実施します。
- 「とちぎ健康21協力店」等を中心とした地域ぐるみの食育活動や、栄養成分表示など、栄養・食生活に関する適切な情報が得られるための給食施設における食環境の整備を推進します。

2 危害情報の申出

条例第17条第1項において、「県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品に関する情報を入手した場合は、県に対し適切な対応をするよう申し出ができる」と定めており県に寄せられた危害情報は、次のとおりです。

情報の種別	件数	対 応				
		行政 処分	行政 指導	指導 依頼	事実 確認 不能	その他
食中毒に関する情報	3	3				
腐敗・変敗、異物混入、表示、容器包装、有症状等情等の不良食品に関する情報	106		67	21	18	
生産、製造、加工、流通、販売の各段階における食品及び生産設備等の取り扱いに関する情報	5		4		1	
計	114	3	71	21	19	

集計期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

3 施策の提案

条例第19条第1項において「県内に住所を有する者、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう提案をすることができる」と定めておりますが、平成19年度中に県に提案された施策はありませんでした。

4 とちぎ食の安全・安心推進会議の開催

条例第20条第1項に基づき「この条例によりその権限に属することとされた事項を行わせるため」設置された「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催は次のとおりです。

開催日：平成19年8月7日（火）

場 所：栃木県総合文化センター

議 題：とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（素案）について
平成18年度栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果について

開催日：平成20年2月13日（水）

場 所：栃木県庁講堂

議 題：とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（案）について
平成20年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）について

委 員：名簿のとおり

とちぎ食の安全・安心推進会議 委員名簿

(平成20年8月1日現在)

氏名	所 属
いしい はるお 石井 晴夫	東洋大学経営学部 教授
いま かつえ 今 克枝	(有)那須高原今牧場 取締役専務
おおやま ゆたか 大山 寛	下野農業協同組合 理事
おがわ ようこ 小川 擁子	栃木県食生活改善推進団体連絡協議会 会長
おのぐち かつみ 小野口 勝巳	栃木県生活衛生同業組合協議会 専務理事
おんだ よしこ 恩田 淑子	(社)栃木県栄養士会 会長
かきぬま のりひろ 柿沼 範洋	公募
くろうち かずお 黒内 和男	(株)下野新聞社 取締役主筆
こくぼ やたろう 小久保 彌太郎	(社)日本食品衛生協会 技術参与
たかはし かつやす 高橋 勝泰	栃木県農業協同組合中央会 専務理事
たかはし てるあき 高橋 昭明	(社)栃木県食品産業協会 会長
たけうち あきこ 竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長
つくい とみお 津久井 富雄	県議会議員
てづか よしひさ 手塚 佳久	フタバ食品(株)マーケティング総括部 企画担当部長代理
とみなが こ 富永 クミ子	公募
ながお よしかず 長尾 慶和	宇都宮大学農学部附属農場 准教授 (家畜繁殖生理学研究室)
なかむら じろう 中村 次郎	(社)栃木県食品衛生協会 会長
なかむら よしかず 中村 好一	自治医科大学(公衆衛生) 教授
ふじさわ ひでお 藤沢 秀雄	栃木県スーパーマーケット協会 監事
やまおか みわこ 山岡 美和子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会長

(五十音順)

◎用語解説

【あ】

○IPM

IPM(Integrated Pest Management:総合的病害虫・雑草管理)

総合的病害虫・雑草管理とは、抵抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除手段を組み合わせ、かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを維持させるための総合的な病害虫等の管理手法です。

○アレルギー物質含有食品

食物の摂取により、発疹等の症状が出現する「食物アレルギー」の原因となる物質を含む食品のことをいいます。近年、この食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成14年4月からアレルギー物質を含む食品の表示が義務づけられました。現在は「卵、乳、小麦、そば、落花生」の5品目が特定原材料として表示を義務付けられ、「あわび、いか、いくら等」の20品目を特定原材料に準ずるものとして表示が奨励されています。

【い】

○遺伝子組換え

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し種を越えた、植物等の生物に組み込むことをいい、生産量の向上や病気・害虫に強い品種改良などが期待できます。平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全性審査が義務化され、安全性が審査されたものについては、表示が義務化されています。

【う】

○牛のヨーネ病

家畜伝染病に指定されている慢性的な下痢を呈する細菌性疾病です。

牛のヨーネ病は、症状を示さないまま原因菌(ヨーネ菌)を排出する期間が長いことから、感染の拡大を防ぐための早期確定診断方法の開発が望まれています。

【え】

○エコファーマー

たい肥等有機質資材を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式計画を知事から認定された農業者の愛称です。

○NPO

民間非営利組織。広義では公益法人や協同組合などの互助的団体も含まれますが、一般には、ボランティア団体をはじめとした社会貢献活動を主として行う団体や特定非営利活動法人を指すことが多くなっています。

【お】

○おやこの食育教室

食事の楽しさ、バランスのよい食べ方、食事のマナーなど適切な食習慣を身につけることを目的に、保育園児、幼稚園児、小学生を対象に、食生活改善推進員が開催する料理教室です。

【か】

○家畜飼養衛生管理基準

生産段階における食品の安全性の確保を図る観点から、家畜伝染病予防法の中で、家畜の飼養に係る日常の衛生管理の方法に関し、家畜(牛、豚、鶏)の所有者が守るべき基準として定められています。

人や車両、野生動物、家畜の移動等により伝染病の病原体が飼養環境に侵入することを防止するとともに、家畜の適正な飼養管理と健康管理に努め、伝染病のまん延防止を図るための基準が10項目規定されています。

○家畜の衛生管理ガイドライン

農林水産省が、畜産物の安全性の確保のため、生産段階におけるHACCP方式の確立を目指し、採卵鶏・ブロイラー・豚・肉用牛・乳用牛の5畜種ごとに定めた衛生管理のガイドラインです。

本ガイドラインは、生産現場でも応用できるよう、特別な設備・装置や特殊な技術を必要としないで、日常の飼養管理の中で実施できる方式になっています。

○学校給食衛生管理の基準

学校給食における衛生管理体制、食品の購入、食品の検収、調理過程、検食・保存食、配食・配送などの重要事項等を示したマニュアルです。

【け】

○健康づくり交流会

飲食店従事者と外食利用者の代表として食生活改善推進員が健康づくりについて意見交換を行い、県民の健康づくりを推進するための交流会です。

○県政出前講座

県民からの要請により県担当職員が集会場等の場に出向いて、食品の安全性の確保に関する施策や国内外の食品に関する最新の話題等について説明し、食品に対する基本的な知識の理解を図ります。食の安全・安心に関することについてのお問い合わせ先は生活衛生課です。

【し】

○GAP

GAP(**Good Agricultural Practice**:農業生産工程管理手法)

HACCPの手法を応用し、農業生産の各工程で生物的(病原微生物等)、化学的(残留農薬、硝酸塩、重金属等)、物理的(異物混入等)危害要因に対するリスク管理を実施し、農産物の安全性を高めていく手法です。

○収去検査

食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査の検体として必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいいます。

○飼養管理情報提供データベース

牛の個体識別番号をもとに、当該牛に関する給与飼料の履歴や治療に使用した薬品等の情報をデータベース化し、インターネットを活用して消費者等へそれらの情報を提供するシステムです。

○食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における健康づくり活動を実践及び推進することを目的に、市町村等において開催される「食生活改善推進員教育事業」の教育を受けて、健康づくりのためのボランティアとして他の組織の方々と協調しながら活動している人です。

○食に関する指導の手引

学校において、食育を系統的、計画的に実施できるように、指導者向けに作成された手引きです。この手引きには、食に関する指導の意義、食に関する指導の年間指導計画、特色ある食に関する指導の実践例等が掲載されています。

○食品衛生指導員

食品事業者で構成する(社)栃木県食品衛生協会の会員で養成教育の過程を終了し、協会長が委嘱した者が食品衛生指導員となり、自主活動として食中毒、食品事故等の未然防止、衛生水準の向上を図るため、営業施設に対する巡回指導、衛生知識の習得、食品衛生法の遵守、啓発活動や新規開業者に対する事前指導や相談業務を行います。

○食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、県が食品衛生知識を特に習得した人の中から委嘱するもので、衛生水準の向上のために、飲食営業施設などの衛生管理方法や食品衛生に関する事項についての相談、指導、助言を行います。

○食品衛生責任者

「食品衛生法施行条例」で、営業施設に設置することが義務付けられている者で、調理師等の有資格者のほか講習会の課程を修了した者の中から任命され、施設及び食品取扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行います。

○食品衛生責任者再教育講習会

食品衛生責任者に対して食品衛生に係る最新の知識等自主管理に必要な事項を修得させるために開催している講習会です。

栃木県では、食品衛生責任者は、この講習会を3年に1回以上受講することが義務づけられています。

○食品添加物

食品の製造の過程で又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和等によって使用する物で、食品の品質や保存性の向上、着色、調味、酸化防止などのために添加します。食品衛生法により、厚生労働大臣が指定していない食品添加物の販売、製造、使用などが禁止されているほか、使用が認められている添加物について、規格、使用基準、表示の方法などが規定されています。

○食品表示ウォッチャー

JAS法等に基づく食品表示状況の監視と消費者の知識の向上を目的として、県が委嘱しています。

日常の買い物を通じて、食品表示状況を調査していただき、県は提供された情報に基づき調査や改善指導を実施しています。

○食品表示110番

食品表示の適正化を図るため、広く県民から食品表示についての情報提供を受けつけるホットラインです。

県経済流通課(028-623-2298)のほか、各農業振興事務所など9カ所に設置されています。

○人獣共通感染症のサーベイランス

人間と家畜の両方に感染する病気を人獣共通感染症といい、その予防等の対策を行うため、感染動向を定期的な検査等により監視することです。

【た】

○大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

【ち】

○地域農産物

地域内(最大で県内)で生産された農産物・水産物・特用林産物(きのこ等)及びこれらを原料として製造した農産加工品です。

○地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費しようという取組です。

農産物直売所や農村レストラン、地域の農産物を使った学校給食、さらにはレストランやスーパー、ホテル等にも、こうした動きが広がっています。

【と】

○動物用医薬品

薬事法に基づく医薬品のうち、家畜(牛、豚、鶏等)や養殖魚に使用されるもので、抗生物質や一般薬などがあります。

薬事法により、医薬品ごとに使用対象動物、用法・用量及び使用禁止期間等が定められています。

○特定給食施設

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設です。

○とちぎ健康21協力店

県民の皆さんが外食する時に、自分にあった食事を選択したり、栄養や食生活に関する適切な情報が得られるよう、栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供、とちぎ健康づくり応援弁当の発売、健康情報発信などに取り組む飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを「とちぎ健康21協力店」として登録し、県民の健康づくりを支援しています。

○栃木県食品衛生監視指導計画

食品衛生法並びにとちぎ食品安全確保指針に基づき、県が行う年間の食品衛生監視指導内容を定めるものです。

本県における営業施設等への年間立入予定回数は、各業種ごとに危害度、過去の行政処分、指導状況、製造販売される食品の広域流通性、営業の特殊性を勘案して、監視指導の重要度により、次の5段階に分類しています。

○栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）

食品事業者の自主的な衛生管理の取組を評価し公表する制度です。

基本的な衛生管理を確実に実施する食品製造・販売施設を、HACCPシステムの考え方をもとに県が定めた基準により第三者機関が認証します。

○とちぎ食育応援団

学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導・実践活動を通して、食育推進に協力してくれるボランティア（個人・団体・企業）です。

主な活動として、食生活改善・栄養健康管理分野や農林水産物の生産分野、食文化・郷土料理・地産地消分野等があります。

○とちぎ地産地消の日

本県は、地産地消を県内に広めていくため、毎月18日を「とちぎ地産地消の日」として、地域の様々な取組やイベントを紹介し、地産地消の啓発を行っています。

○とちぎの食育元気プラン

本県の食育を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月、栃木県食育推進計画である「とちぎ食育元気プラン」を策定しました。

この計画は、平成18年度から平成22年度までの5か年を計画期間としています。

○とちぎの食材提供店

県内でとれた、おいしくて、安心な食材にとことんこだわった「とちぎの食材」を扱うお店を、(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定していました。

現在は、「地産地消」を積極的に推進するお店を「とちぎの地産地消推進店」として認定しています。

○とちぎの地産地消推進店

県産農産物を使用した料理を提供しているお店や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、「地産地消」に取り組んでいるお店を(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定しています。

○とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）

化学合成農薬及び化学肥料(窒素成分)の使用量を通常の半分以下に減らした農産物を県が「とちぎの特別栽培農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、「リンク・ティ」マークが貼付され、消費者に安心して信頼のおける農産物を提供しています。

○ドライシステム化とドライ運用

ドライシステムは、調理器具等から床に水を落とさない構造にすることで、床を常に乾いた状態にし、調理場の湿度を少なくすることで細菌の繁殖を防止し、跳ね水により二次汚染を防止するシステムです。

ドライ運用とは、ドライシステム化されていない従来型のウエットシステムの調理場を調理器具の改善や作業方法の工夫によってドライシステムと同様の効果が得られるような方法で運用することです。

○トレーサビリティシステム

トレース(Trace:足跡を追う)とアビリティ(Ability:できること)を合わせた言葉で、「追跡可能性」を意味します。食品の生産・流通経路及び所在等を記録・保管し、食品とその情報を追跡・遡及できるようにする仕組みです。

【の】

○農薬管理指導士・ゴルフ場農薬適正使用士

農薬販売者及び農薬使用者やゴルフ場で農薬を使用する者等に対して、農薬に関する専門的な研修を実施し、その後に行う認定試験に合格した者を「農薬管理指導士」または「ゴルフ場農薬適正使用士」として認定しています。

「農薬管理指導士」「ゴルフ場農薬適正使用士」は、農薬の安全かつ適正な使用及び環境への負荷の軽減が図られるよう、指導的な役割を担っています。

○ノロウイルス

冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因となるウイルスです。かつては、SRSVやノーウォーク様ウイルスと呼ばれていました。

ウイルスに汚染された食べ物や飲み物を口にすることで感染する場合と、感染者の便や吐物に接触したり、飛散したウイルスにより人から人へ二次感染を起こす場合があります。

酢ガキなどカキの生食により食中毒を起こす例があり、注意が必要です。

カキを食べる場合には、生食用か加熱用かをよく確認して、加熱用のカキは、中まで十分火を通す必要があります。また、カキを取り扱った調理器具や手指は、洗剤でよく洗ってから次の調理作業を行うことが食中毒の予防のために重要です。

【は】

○HACCP（ハサップ）

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析重要管理点)

一般的にハサップといい、原材料の仕入れから出荷までの各工程において、危害防止につながるポイントを重点的に監視・記録することにより、製品の安全性を確保するシステムです。

【ひ】

○BSE

BSE(**B**ovine **S**pongiform **E**ncephalopathy:牛海綿状脳症)

牛の病気で、感染した牛の脳組織に空胞ができて海綿状になり、中枢神経に障害を受けるため行動や運動に異常を示します。原因は、十分に解明されていませんが、プリオンというタンパク質が異常化したために発生すると考えられています。

【む】

○無承認無許可医薬品

医薬品は、そのものの品質、有効性及び安全性について国や県の審査を受け、承認及び許可を取得しなければ市場に流通させることはできません。これらの承認と許可を受けずに医薬品の成分を含有するもの、医薬品的な効能効果等を標ぼうして流通しているものを無承認無許可医薬品といいます。

【め】

○免疫賦活剤

動物や人が、病気の原因になる細菌やウイルスに接触したときに、体の中でそれを排除したり殺してしまったりする機能(自然免疫)を活性化して抵抗力を増強させる物質のことです。

【や】

○薬剤耐性菌

薬剤(抗菌剤)に対し抵抗力を持ち、薬剤が効きにくくなった菌のことです。

薬剤耐性菌の出現は、薬剤の連用が原因となることから、これを防止するためには、薬剤を適正に使用しなければなりません。